

## 人事院会議議事録

会議日

令和5年11月21日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官  
(説明員) (職員福祉局)  
西職員福祉課長

議題

人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直しに係る人事院規則  
15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の一部改正について

令和5年11月21日  
職員福祉局

本年の公務員人事管理に関する報告において表明した、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直しについて、令和6年1月から実施できるよう、以下のとおり人事院規則の改正を行うこととしたい。

1 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正（人事院規則15—14—42）

【規則15—14第20条第1項、第2項及び第22条第1項第15号】

○ 夏季休暇の使用可能期間の拡大

夏季休暇の使用可能期間（7月～9月）が業務の繁忙期であることなどの業務の事情により当該期間内に休暇を使用することが困難であると認められる職員について、夏季休暇の使用可能期間を6月から10月までに拡大することができるよう、夏季休暇について定めている第22条第1項第15号を改正する。

○ 年次休暇の使用単位の見直し（交替制等勤務職員に15分単位を追加）

人事院規則15—14第7条第1項第3号に規定する職員（交替制等勤務職員）について、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位として年次休暇を使用することができるよう、年次休暇の使用単位を定めている第20条第1項を改正する。あわせて、日以外の単位で使用した年次休暇を日に換算する場合の取扱いを定めている同条第2項についても、所要の改正を行う。

2 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正（人事院規則15—15—20）

【規則15—15第4条第1項第8号】

○ 夏季休暇の使用可能期間の拡大（常勤職員と同様の措置）

夏季休暇の使用可能期間が業務の繁忙期であることなどの業務の事情により当該期間内に休暇を使用することが困難であると認められる非常勤職員について、常勤職員と同様に、夏季休暇の使用可能期間を6月から10月までに拡大することができるよう、夏季休暇について定めている第4条第1項第8号を改正する。

（参考）年次休暇の使用単位の見直し（常勤職員と同様の措置）

非常勤職員の年次休暇の使用単位等は、人事院規則15—15の運用通知（人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329））に規定されていることから、交替制等勤務職員（常勤職員）の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員について、

常勤職員と同様、1時間又は15分を単位として年次休暇を使用することができるよう、当該通知の改正を行う。

### 3 公布日、施行日

公布日：令和5年12月1日

施行日：令和6年1月1日

以 上